

化学物質排出把握管理促進法に基づく排出量等の集計結果について（平成 25 年度実績）

このたび国（環境省・経済産業省）では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づき指定化学物質の排出量等の集計結果（平成 25 年度実績）を公表しました。このうち、本県の平成 25 年度実績については、次のとおりです。

1 排出量・移動量の届出状況

PRTR 制度の届出対象物質である第一種指定化学物質(462 物質)のうち、本県において、事業者から排出量・移動量について届出があった物質は 145 物質でした。

届出数については、県内 526 事業所の届出があり、1 事業所あたりの平均届出物質数は、6.9 物質でした。

2 届出排出量・移動量の集計結果

(1) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量は、表 1、図 1 及び図 2 に示すとおり 5,062 t で、24 年度に比べ 622 t 減少していました。本県の排出量・移動量は全国水準で第 26 位でした。

届出排出量・移動量の内訳は、大気、公共用水域などの環境への排出量が 1,988 t (39.3%)、廃棄物等への移動量が 3,074 t (60.7%) でした。

表 1 届出排出量・移動量の推移

(単位：t)

		富 山 県					全国
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度
排出量	① 大 気	1,698	1,937	2,056	1,729	1,802 (35.6%)	144,873 (38.6%)
	② 公共用水域	193	201	212	178	186 (3.7%)	7,323 (1.9%)
	③ 土 壌	—	—	—	—	—	6 (0.0%)
	④ 埋 立	—	—	—	—	—	7,976 (2.1%)
	小 計	1,891	2,138	2,268	1,907	1,988 (39.3%)	160,178 (42.6%)
移動量	⑤ 下水道	2	4	0.3	0.2	0.2 (0.0%)	1,304 (0.3%)
	⑥ 廃棄物	4,629	3,323	3,696	3,777	3,074 (60.7%)	214,186 (57.0%)
	小 計	4,631	3,327	3,696	3,777	3,074 (60.7%)	215,491 (57.4%)
合 計		6,522	5,466	5,964	5,684	5,062	375,668

※四捨五入により、合計値が一致しない場合があります。(以下の図表について同じ)

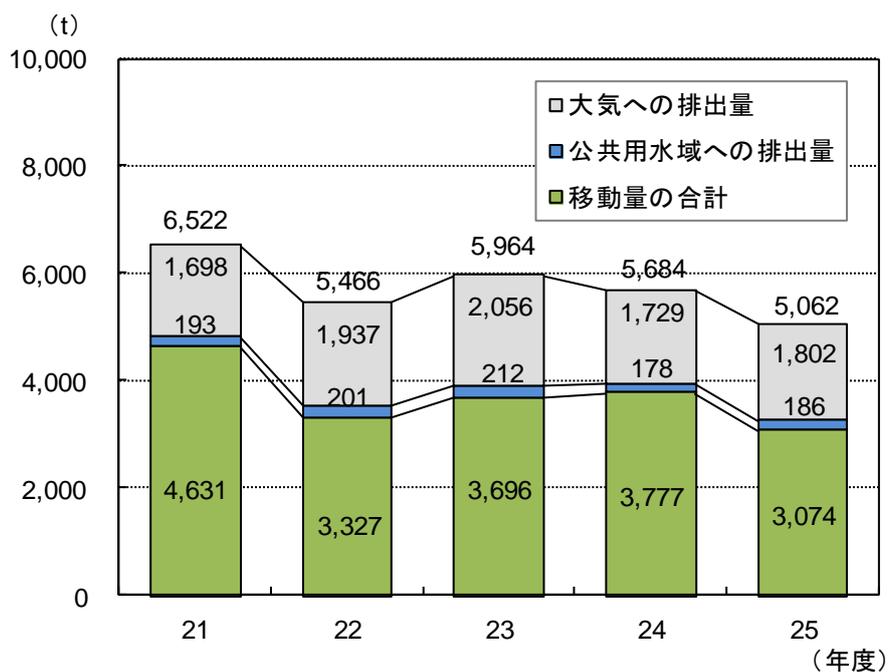


図1 届出排出量・移動量の推移

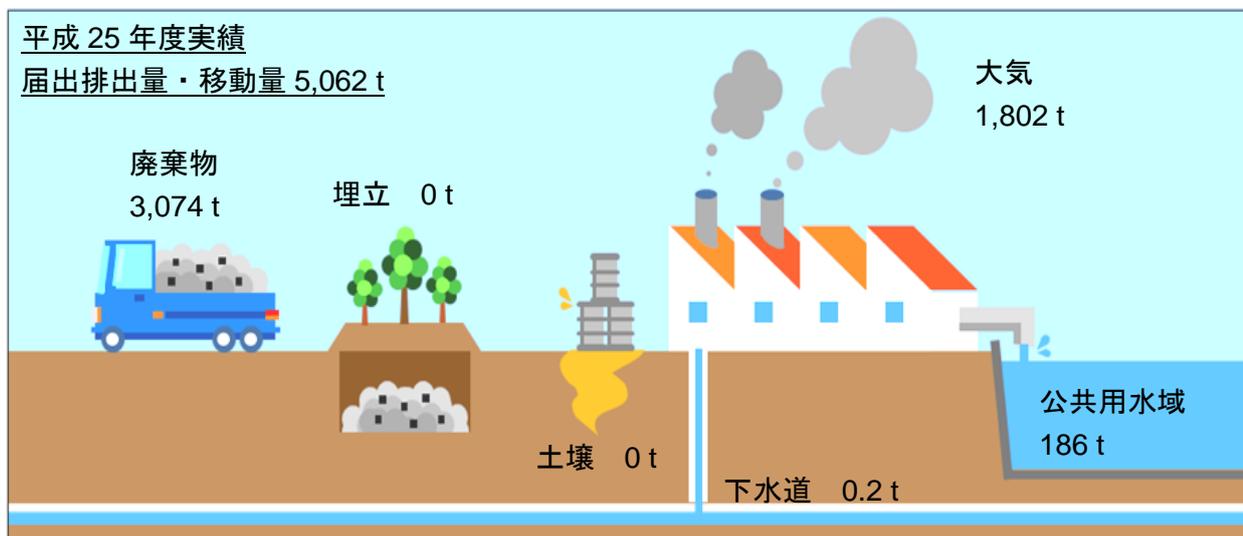


図2 排出先別の届出排出量・移動量

(2) 排出量の多い物質

ア 大気への排出

大気への排出量の上位を占める物質は、図3のとおり、塗料などに使用される「トルエン」及び「キシレン」、金属洗浄に使用される「塩化メチレン」であり、この3物質で大気への排出量の約7割を占めています。

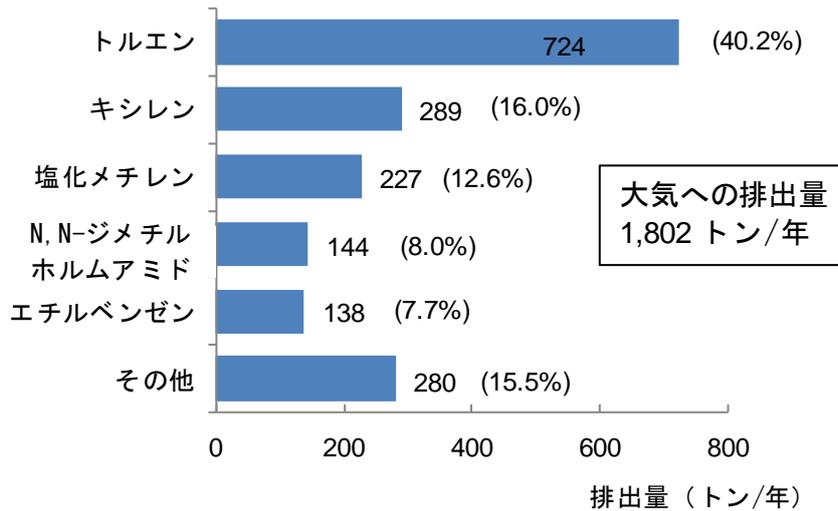


図3 大気への排出量の内訳

イ 公共用水域への排出

公共用水域への排出量の上位を占める物質は、図4のとおり、ガラス繊維の製造や陶磁器のうわ薬として使用される「ほう素化合物」、金属やガラスの表面加工及び樹脂として用いられる「ふっ化水素及びその水溶性塩」などとなっています。

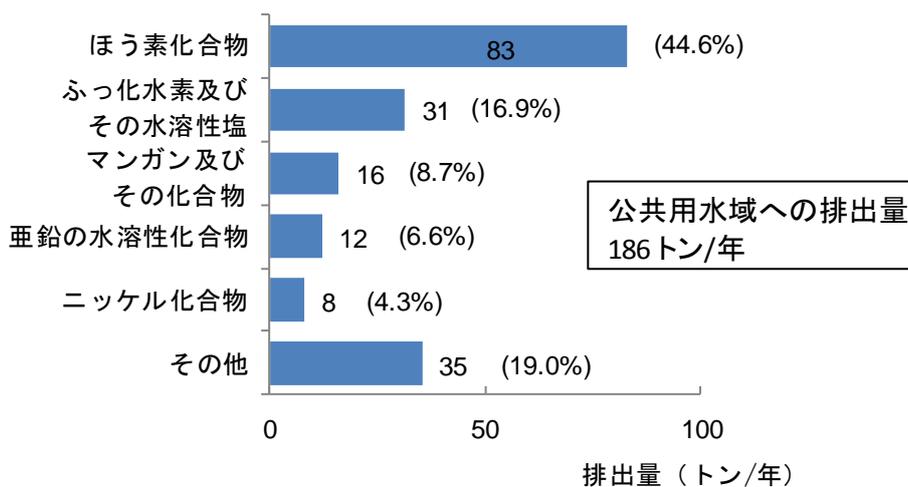


図4 公共用水域への排出量の内訳

(3) 業種別の届出排出量

業種別の届出排出量の内訳は、図5のとおり、金属製品製造業 582 t (29.3%)、その他の製造業 213 t (10.7%)、出版・印刷・同関連産業 167 t (8.4%)、化学工業 146 t (7.3%)の順となっています。

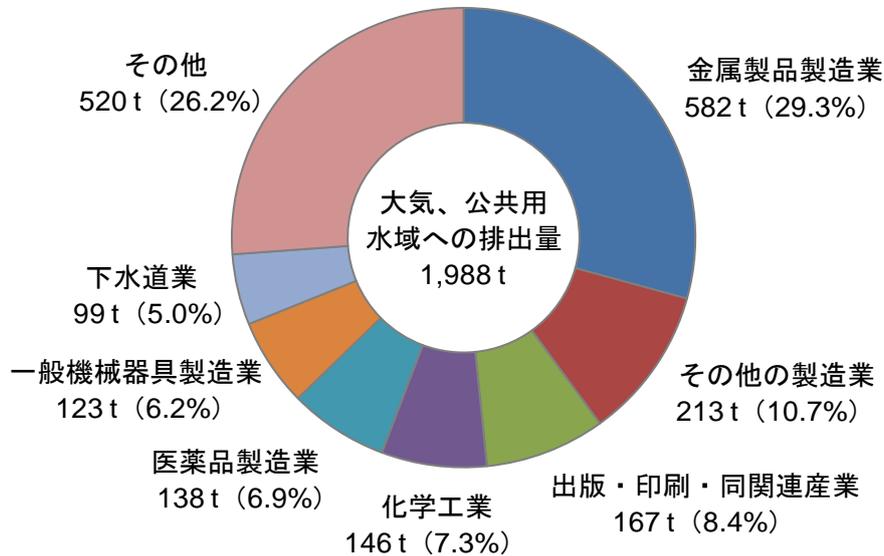


図5 業種別の届出排出量

(4) 市町村別の届出排出量

市町村別の届出排出量の内訳は、図6のとおり、富山市 536 t (27.0%)、高岡市 315 t (15.8%)、黒部市 315 t (15.8%)、射水市 313 t (15.7%)の順となっており、金属製品製造業、化学工業等の大規模工場が立地している4市で、県全体の約4分の3を占めています。

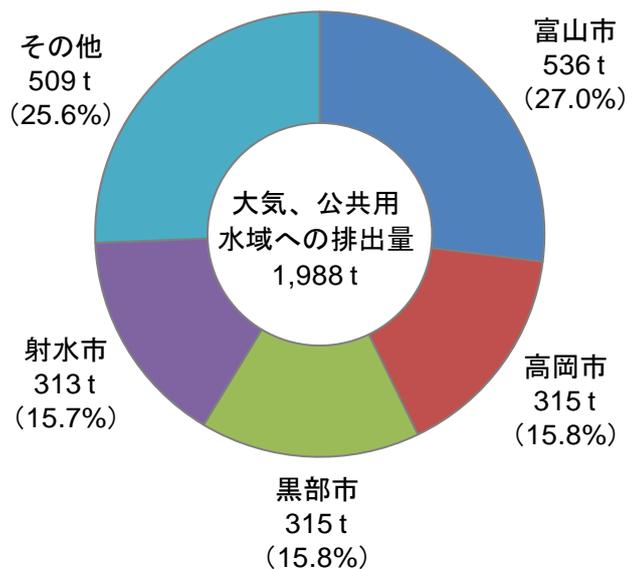


図6 市町村別の届出排出量

3 富山県の届出外排出量を含めた集計結果（国の推計値）

事業者からの届出排出量と、届出の対象とはならない事業者や家庭、自動車などからの排出量として国が推定した届出外排出量の富山県及び全国における結果は、表2及び図7に示すとおりで、富山県の届出外排出量は2,228 tとなっています。

表2 届出排出量及び届出外排出量

(単位：t)

	届出排出量	届出外排出量					排出量合計
		※1 対象業種	※2 非対象業種	家庭	※3 移動体	小計	
富山県	1,988 (47%)	429	692	425	682	2,228 (53%)	4,216
全国	160,178 (40%)	40,771	81,075	51,074	67,629	240,550 (60%)	400,728

※1 対象業種を営む事業者のうち、従業員数、取扱量が届出要件未達の事業者

※2 対象業種以外（建設業、農林漁業、サービス業等）の事業者

※3 自動車、船舶等

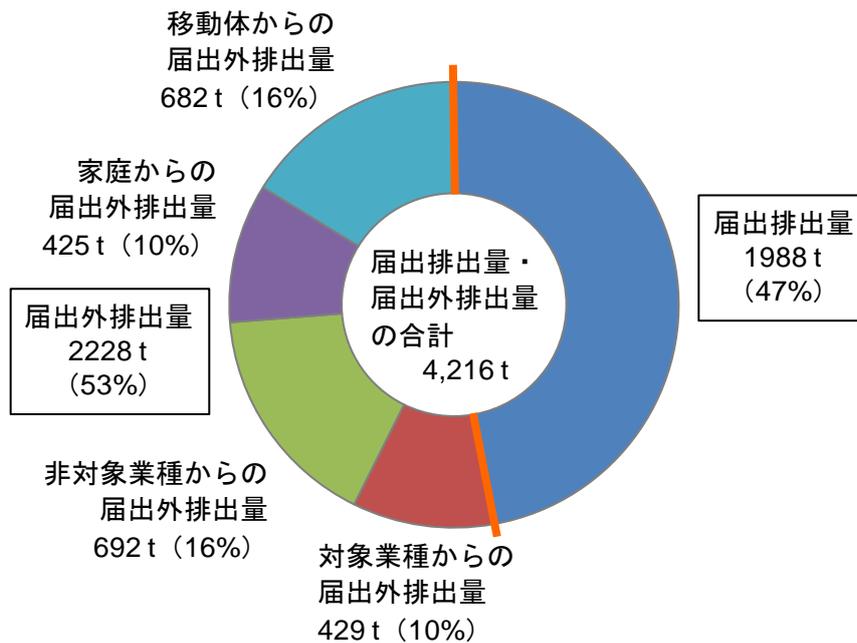


図7 届出排出量・届出外排出量の構成

届出排出量と届出外排出量の合計について、排出量が多い物質は、図8に示すとおりで、自動車、船舶等の移動体の燃料に含まれる物質（トルエン、キシレン、エチルベンゼン）や金属洗浄に使用される「塩化メチレン」、家庭で使用される洗剤・化粧品に含まれる「ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル」などとなっています。

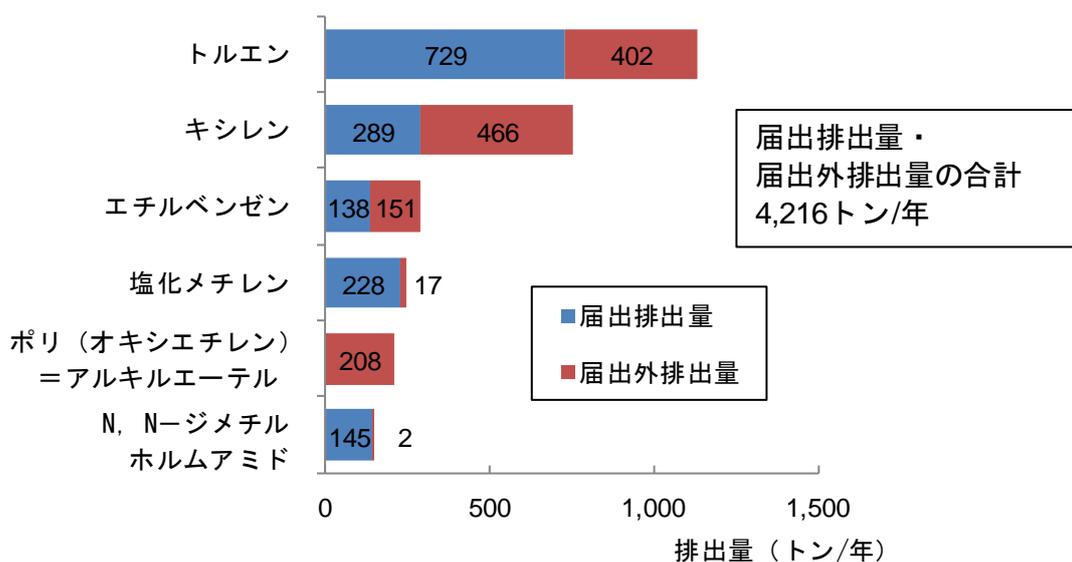


図8 排出量が多い物質

4 移動量

事業所は、大気や公共用水域への排出量とは別に、「移動量」も届け出ることとされています。

移動量が多い物質は、図9に示すとおりで、塗料に使用される「トルエン」、化学工場での溶媒に使用される「N, N-ジメチルホルムアミド」などとなっています。

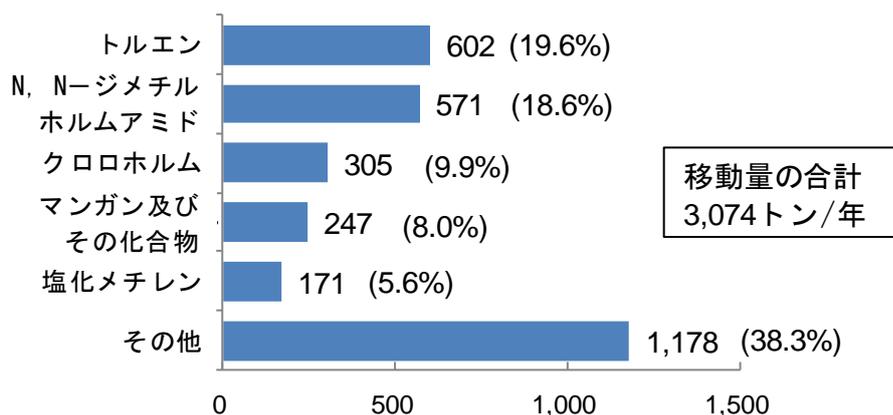


図9 移動量が多い物質